

事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査事項に関する特例について

平成11年4月30日

市告示第240号

事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査の特例に関する規程（昭和61年市告示第46号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、岡山市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）について、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）第3条第1項に規定する総合評定値算出の特例を定めるものとする。

（適用組合の要件）

第2条 この告示による特例の適用を受けることができる組合は、審査等に関する事項について第5条第1項及び第2項の規定により資格を有すると認められる組合で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定により許可（以下「許可」という。）を受けた主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を岡山市内に有すること
- (2) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けていること

（審査対象事業者）

第3条 この告示における審査対象事業者とは、組合がこの告示による特例の適用を受けるために申請する建設工事の種類ごとに、次の各号のすべてに該当する組合員の中から選出した10以内の法人又は個人の事業者をいう。

- (1) 組合員又は組合員である法人の役員が組合の理事であること

- (2) 主たる営業所を岡山市内に有すること
- (3) 建設業法第3条第1項の規定により許可を受けていること
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること
- (5) 審査等に関する事項について第5条第2項の規定により、有資格者名簿に登載されていること。
- (6) 申請する組合と同一種類の建設工事に係る業種に区分され、併せて同一格付内における順位が定められていること。

（申請）

第4条 この告示による特例の適用を受けようとする組合は、審査等に関する事項について第4条の規定による申請書の提出の際に、事業協同組合特例申請書（様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 適格組合証明の写し
- (2) 組合の定款
- (3) 組合の役員名簿
- (4) 組合員名簿
- (5) 組合の建設工事の施工体制等を定めた書類
- (6) 審査対象事業者が許可を受けていることを証する書類
- (7) 組合及び審査対象事業者の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（特例計算方法）

第5条 前条の規定により申請のあった組合に係る総合評定値は、次に定めるところにより算出するものとする。

- (1) 経営規模
 - ア 工事種類別年間平均完成工事高 審査対象事業者の合計額
 - イ 自己資本額 審査対象事業者の合計額

ウ 利益額 審査対象事業者の合計額

(2) 経営状況 審査対象事業者の評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）

(3) 技術力

ア 技術職員数（業種別） 審査対象事業者の合計

イ 元請完成工事高（業種別） 審査対象事業者の合計

(4) 社会性等の審査項目 審査対象事業者の評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）

（変更の届出）

第6条 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、組合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第2条及び第3条の要件に変動があったとき

(2) 適格組合証明の取消し又は更新を受けたとき

(3) 組合の役員及び組合員に変動があったとき

(4) 審査対象事業者が不渡手形又は不渡小切手の発行による銀行当座取引の停止があったとき

(5) 審査対象事業者が民事再生法、会社更生法等の申請をしたとき

2 市長は、前項の規定による届出により必要があると認めるときは、前条の規定により決定した特例経営事項評価点数を変更することができる。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、特例計算に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成11年5月1日から施行する。

2 この告示による改正後の事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査に関する特例要領は、平成13年4月1日から平成13年5月21日までに提出された特例適用の申請にかぎり適用する。

附 則（平成12年市告示第111号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年市告示第164号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年市告示第395号）

この告示は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成16年市告示第256号）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後行われる事業協同組合特例申請のうち、当該申請の際において現に建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定による総合評定値の通知を受けていない者に係るものについては、この告示による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成20年市告示第419号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年市告示第245号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市告示第134号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年市告示第437号）

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和3年市告示第239号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式（第4条関係）

年 月 日

事業協同組合特例申請書

岡 山 市 長 様

（申請者）

住 所

組 合 名

代表者氏名

年岡山市建設工事の競争入札の参加資格について、事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査事項に関する特例について（平成11年市告示第240号）の適用を受けたいので、同告示第4条に規定する別紙書類一式を添付して下記のとおり申請します。

記

1 申請する建設工事の種類

2 審査対象事業者名